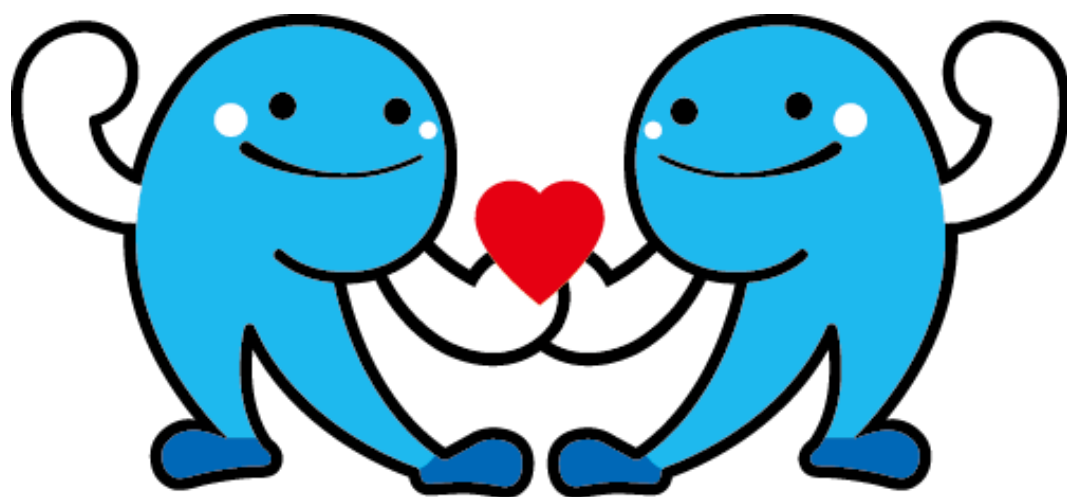


高知県における
医療的ケア実施体制ガイドライン



令和4年3月
高知県教育委員会

目次

はじめに	・・・	1
I 医療的ケアについての基本的な考え方		
1 学校における医療的ケアと実施者について	・・・	2
2 学校における医療的ケアを実施する意義	・・・	3
3 教員と看護師の連携・協働について	・・・	3
4 学校における医療的ケアを実施するうえでの配慮事項	・・・	4
5 医療的ケア児の就学について	・・・	5
II 高知県立特別支援学校における医療的ケア実施体制		
1 県立特別支援学校への就学及びその対応	・・・	6
2 保護者の付き添い	・・・	8
3 校外学習（修学旅行を含む）への対応について	・・・	8
4 スクールバスの通学について	・・・	9
5 緊急時・災害時の対応について	・・・	9
6 医療的ケアに実施にあたっての役割分担	・・・	9
（1）校長等管理職の役割	・・・	9
（2）医療的ケア看護職員の役割	・・・	9
（3）養護教諭の役割	・・・	10
（4）保護者の役割	・・・	10
（5）教員の役割	・・・	10
（6）主治医の役割	・・・	11
（7）学校医、医療的ケア指導医の役割	・・・	11
（8）県教育委員会の役割	・・・	11
7 県立学校における医療的ケア運営協議会について	・・・	11
8 研修の実施について	・・・	12
III 小学校等における医療的ケア実施体制について		
1 小学校等における医療的ケアの基本的な考え方について	・・・	13
2 医療的ケアの実施体制の整備について	・・・	13
3 小学校等における医療的ケア実施支援資料について	・・・	14
IV 医療的ケア関係様式		
別添 医療的ケア実施要綱（例）	・・・	16
様式1 医療的ケア実施申請書	・・・	20
様式2 医療的ケアに関する主治医意見書	・・・	21
様式3 医療的ケア実施内諾書	・・・	22
様式4 医療的ケアに関する指示書	・・・	23
様式5 医療的ケア実施通知書	・・・	24
様式6 医療的ケア実施承諾書	・・・	25
様式7 医療的ケア実施マニュアル	・・・	26
様式8 学校における医療的ケアの実施について（報告）	・・・	27
様式9 主治医受診結果連絡票	・・・	28
様式10 医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書	・・・	29
参考資料（文部科学省通知等）		

はじめに

医療技術の進歩により、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養などの医療的ケアを日常的に必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が増加しています。医療的ケア児が日常生活を営むためには、安心して必要な支援を受けられるよう保健、医療、福祉、教育等の関係機関が緊密に連携して対応していくことが求められています。

文部科学省は、平成 31 年 3 月に「学校における医療的ケアの今後の対応について」を通知し、小・中学校等を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や、医療的ケアを実施する際に留意すべき点などについて示しました。また、令和 3 年6月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限配慮しつつ、適切に教育に係る支援を行うに当たっては、医療的ケア児の可能性を最大限に発揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要、とその基本理念が示されました。

医療的ケア児の教育に当たっては、児童生徒等の安全が確保され、多様な実態にある医療的ケア児の将来の自立と社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことが大切です。そこで、学校で医療的ケアを行うために必要な看護師の配置と継続的に安定的に勤務できる体制の整備が必要になります。さらに、学校における教職員の連携協力、保護者や医療機関等、関係者との役割分担や情報共有などの連携、児童生徒等の実態や学校や地域の現状を踏まえた緊急時の対応マニュアルの整備や看護師をはじめとする関係者の研修、災害時の対応など様々な準備が必要になります。

これまで本県の県立特別支援学校においては、平成 25 年度以降、県の通知及び、令和元年8月に策定した「県立特別支援学校における医療的ケア実施体制ガイドライン」により、日常的な医療的ケア児の教育の機会の確保のための基本的な考え方を示すとともに、看護師の配置や医療機関との連携の強化、医療的ケアの安全・安心な実施体制の整備に努めてきました。

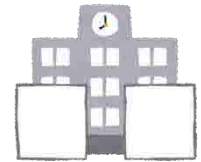
今回のガイドラインの改定に当たっては、これまでの本県の取組や「医療的ケア児及びその家族を支援する法律」を踏まえ、改めて県立特別支援学校で医療的ケア児の教育を行う際の基本的な考え方や留意点を整理するとともに、小中学校等においても活用しやすいものとなるよう、医療的ケア実施のための体制の整備の方策や手続きなどを示しました。

医療的ケア児の教育を行う学校において、教職員はじめ関係者の皆様が本ガイドラインをもとに、医療的ケアの安全・安心な実施が保障され児童生徒等の発達に応じた適切な教育が実施されることを願っています。

令和 4 年 3 月

高知県教育委員会事務局
特別支援教育課





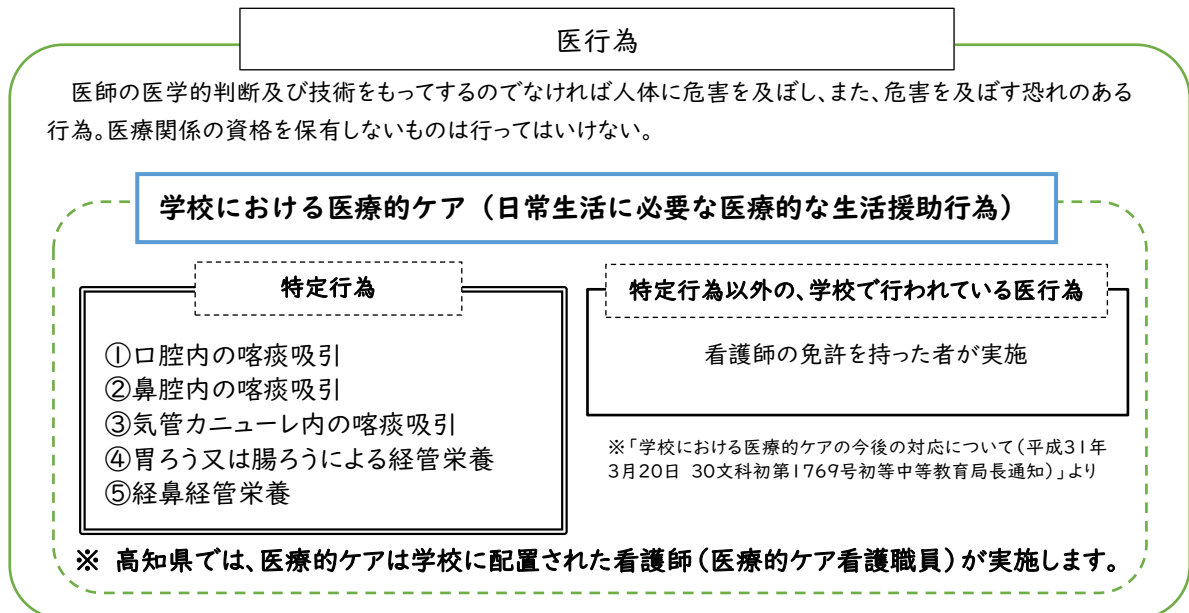
I 医療的ケアについての基本的な考え方

1 学校における医療的ケアと実施者について

医療的ケアとは、経管栄養及び痰の吸引など日常生活に必要な医療的な生活援助行為です。治療行為として実施する医行為とは区別しています。

医師や看護師等の免許を持たない者は、反復継続する意思をもって医行為を行うことができませんが、平成24年度の法改正により、医行為のうち、痰の吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合は、「認定特定行為従事者」として、一定の条件のもと実施できるようになりました。

しかし、高知県においては、学校における医療的ケアをより安全に実施できることを最優先とするために、学校に配置されている看護師（以下医療的ケア看護職員という。）が医療的ケアを実施することとしています。医療的ケアを実施するために必要であり十分な看護師を配置することで、継続して安定的に医療的ケアを実施できる体制を整えることができると考えています。

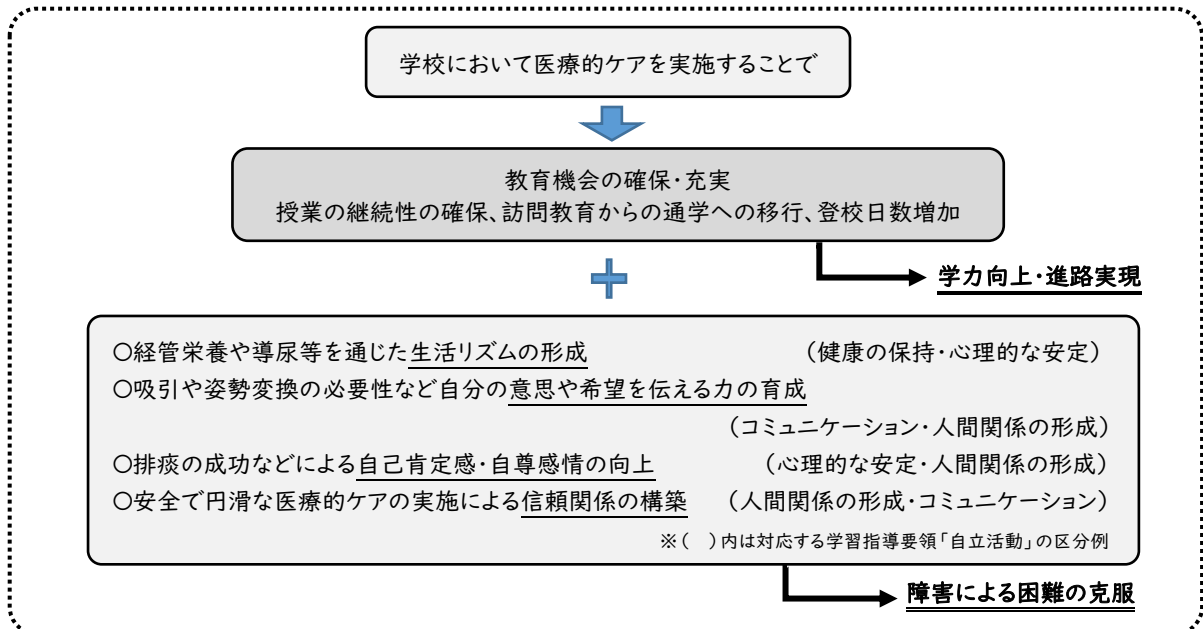


◎学校で行われる医療的ケアの例

栄 養	●経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入）	呼 吸	ネブライザー等による薬液（気管支拡張剤等）の吸入
	●経管栄養（胃ろう）		経鼻咽頭エアウェイの装着
	●経管栄養（腸ろう）		酸素療法
呼 吸	経管栄養（口腔ネラトン法）	排 泄	人工呼吸器の使用
	IVH 中心静脈栄養		カフアシスト
呼 吸	●口腔・鼻腔内吸引（咽頭より手前まで）	排 泄	導尿
	口腔・鼻腔内吸引（咽頭より奥の気道）		浣腸
	●気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引	そ の 他	血糖値測定
	気管切開部（気管カニューレ奥）からの吸引		インスリン注射
経鼻咽頭エアウェイ内吸引	その他		
	気管切開部の衛生管理		●：特定行為

2 学校で医療的ケアを実施する意義

文部科学省は、学校における医療的ケアについて、「学校は、児童生徒等が集い、人と人の触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、学校における教育活動を行う上では、児童生徒等の安全が保障されることが前提である。こうした観点から、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児にとって教育面・安全面で大きな意義を持つものである。具体的には、医療的ケア児の通学日数が増加し、日々の授業の継続性が保たれる中で、教育内容が深まったり、教職員と医療的ケア児の関係性が深まったりするなどの本質的な教育的意義がある。」と示しています。

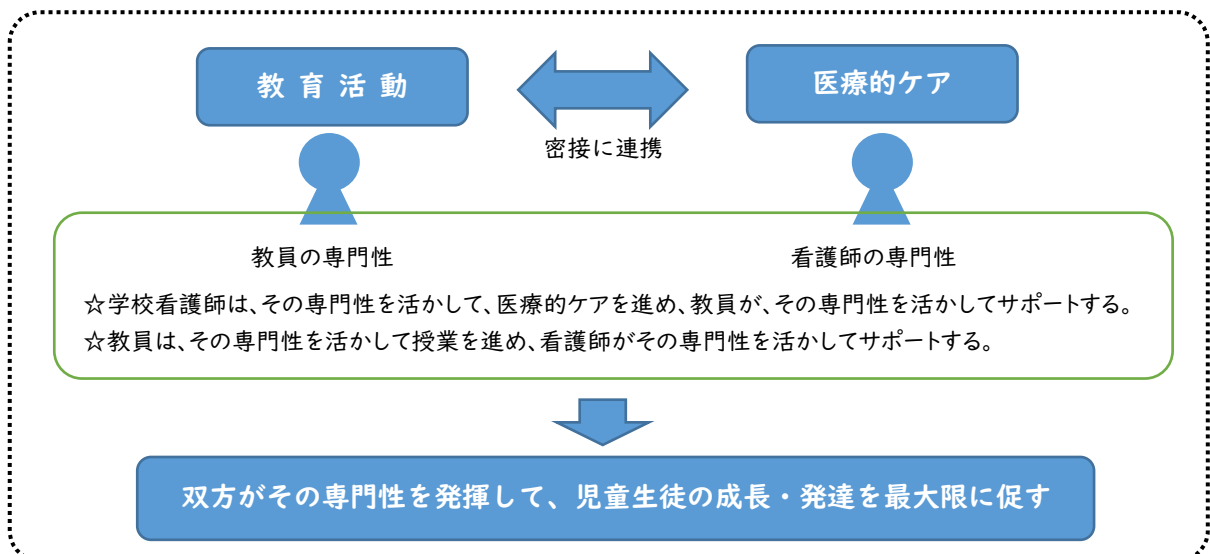


※文部科学省行政説明「学校における医療的ケアの現状と学校に勤務する看護師の役割について」を一部修正

3 教員と看護師の連携・協働について

学校において医療的ケアを実施するにあたっては、教員と医療的ケア看護職員が連携協力しながら、それぞれがその専門性を活かした役割を果たすことが必要です。

医療的ケア看護職員が適切に医療的ケアを実施することにより、教員は安心して教育の専門性を発揮し授業を行うことができ、教員と医療的ケア看護職員のそれぞれが、その専門性を発揮し児童生徒の成長・発達を最大限に促すことができると考えます。



※文部科学省行政説明「学校における医療的ケアの現状と学校に勤務する看護師の役割について」を一部修正

4 学校における医療的ケアを実施するうえでの配慮事項

- ① 学校における医療的ケアは、主治医の指示書や学校医、指導医の助言に基づき、一人一人の実施マニュアルを作成し、実施者が必要な研修を重ねて、安全かつ適切に実施します。
- ② 医師が不在の学校においても児童生徒等が安心して学ぶことができるよう、学校と保護者は日々の健康状態や医療的ケアの実施状況を共有するとともに、連携・協力し、医療的ケアの適切な実施と学習の充実を図ることが重要です。
- ③ 保護者に対しては、医療的ケアを学校で実施するためには一定の手続きと準備期間が必要であること、特定行為以外の医療的ケアの実施には限界があること、他の児童生徒等と同様の実施内容であっても個別性が高いため一律に判断することが適切でない場合があることなどの理解を求めるとも必要です。
- ④ 学校生活のみならず、通学や家庭生活、地域生活を支える関係者との連携を個別の教育支援計画に反映させるなど医療的ケアの着実な実施につなげることが大切です。
- ⑤ 医療的ケアの実施内容を変更する場合、また進学・進級に伴って実施者が変わる場合などの際には、一層丁寧かつ慎重に対応し、安全な実施を積み重ねて、児童生徒等の成長を支援していく必要があります。

5 医療的ケア児の就学について

(1) 就学に向けての準備

医療的ケア児の就学については、市町村教育委員会が、認定こども園・幼稚園・保育所、市町村福祉担当者、県教育委員会等、関係機関と連携し、医療的ケアが必要な子供一人一人の障害の状態等や、教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から最終的に市町村教育委員会が就学先を決定します。また、看護師の配置や医療的ケア実施体制の整備、緊急体制等の確認等、安全な医療的ケアの実施準備には時間を要するため、早期からの教育相談や情報収集が非常に大切となります(表1)。

(2) 学びの場の検討

令和3年9月に施行した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるよう最大限に配慮するということが、基本理念に示されています。

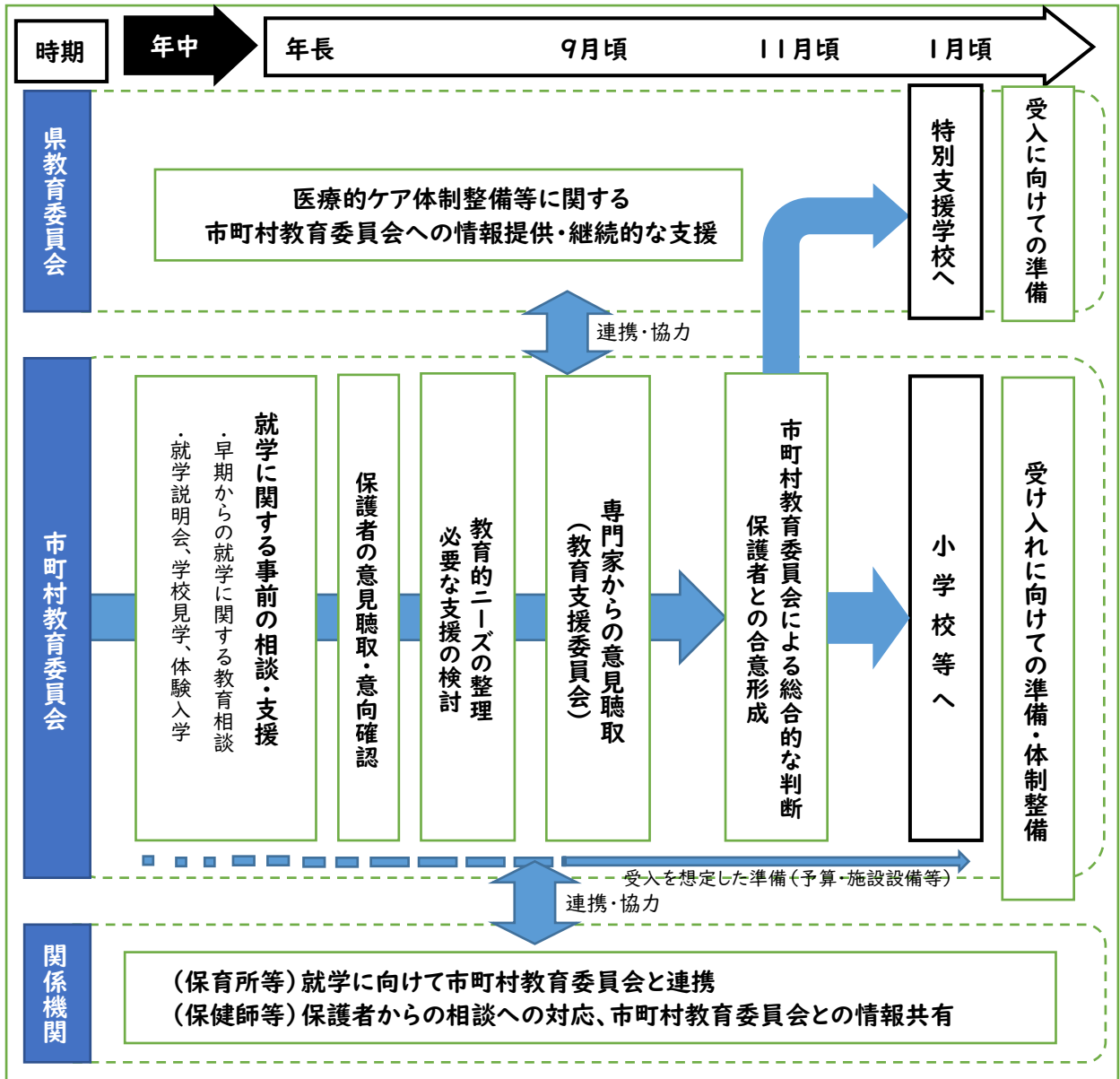
医療的ケア児の学びの場の検討については、児童生徒等の安全の確保が保障されることを前提に、市町村教育委員会が総合的に就学先を決定しますが、本人・保護者に対し十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重することが求められています。

小学校・中学校・・・地域の中で、障害のある子供と、障害のない子供が同じ場で学ぶことができます。学びの場として、通常学級、特別支援学級、通級による指導が用意されています。医療的ケア児の受け入れ体制の整備が必要になります。

特別支援学校・・・個々の障害の程度に合わせて学習を進めていきます。医療的ケアに関する支援体制が一定整備されています。また、医療機関に併設している特別支援学校が2校あります。



(表1) 医療的ケア児の就学手続きの流れ



(参考) 就学先決定から入学までの流れ (新規入学生・県立特別支援学校の場合)

県立特別支援学校に入学が決まった場合 (小中学部)

- (1月下旬) 保護者・学校・市町村に入学通知書が届きます。
- (2月初旬) 学校から保護者へ入学に向けての案内があり、医療的ケアに関する受け入れの流れの確認と、書類(主治医意見書、申請書)についての説明があります。
- (2月中旬) 保護者は学校に意見書、申請書を提出し、学校はその内容を確認します。その後、学校から保護者に、医療的ケアに関する主治医の指示書の提出を依頼します。
- (3月中) 保護者は学校に、主治医の指示書を提出します。
- (4月初旬) 学校は、主治医の指示書をもとに、その内容を校内医療的ケア委員会で協議します。その後、実施マニュアル等の作成をします。
- (入学式) 学校は保護者に、医療的ケア実施に関する通知を出します。
- (入学式翌日以降) 保護者が学校に、医療的ケア実施承諾書を提出し、医療的看護職員が医療的ケアを実施します。

※ 基本的な流れとなります。医療的ケアの内容、各学校により異なる場合があります。

II 高知県立特別支援学校における医療的ケア実施体制

1 県立特別支援学校への就学及びその対応

(1) 医療的ケアの内容

保護者から医療的ケア実施の申請があった内容のうち、主治医が承認し、別に学校が設置する校内医療的ケア委員会及び特別支援教育課との協議を経て、学校長が実施を可能と認めたものとします。

(2) 医療的ケアの実施者

医療的ケアは、学校に配置された医療的ケア看護職員が主治医の指示を受けて実施します。

※「医療的ケア看護職員」とは、次の①②いずれかの資格を有する者で、学校長が適切と認めた者としてします。

① 看護師

② 准看護師

但し、准看護師は、学校に配置された看護師が1名以上配置されている場合に配置することができるものとします。(准看護師が勤務する際は、看護師も勤務していること。)

(3) 医療的ケアが必要な児童生徒等の就学にあたっての考え方

① 学校へ通学して教育を受けることが可能な児童生徒等は全日対応を原則とします。

また、医療機関を併設していない県立特別支援学校においては、次の要件を満たすこととします。

- ・ 保護者からの申し出がある場合で、主治医の同意があること。
- ・ 当該特別支援学校の教育課程を履修できること。
- ・ 緊急時の医療機関が定められ、対応が可能であること。
- ・ 自宅等からの通学生であり、緊急時に保護者と確実に連絡がとれること。

より安全・安心に教育を受けることができる県立特別支援学校として、医療機関に併設している下記の2校があります。

学校名	高知県立高知若草特別支援学校土佐希望の家分校
	高知県立高知江の口特別支援学校国立高知病院分校

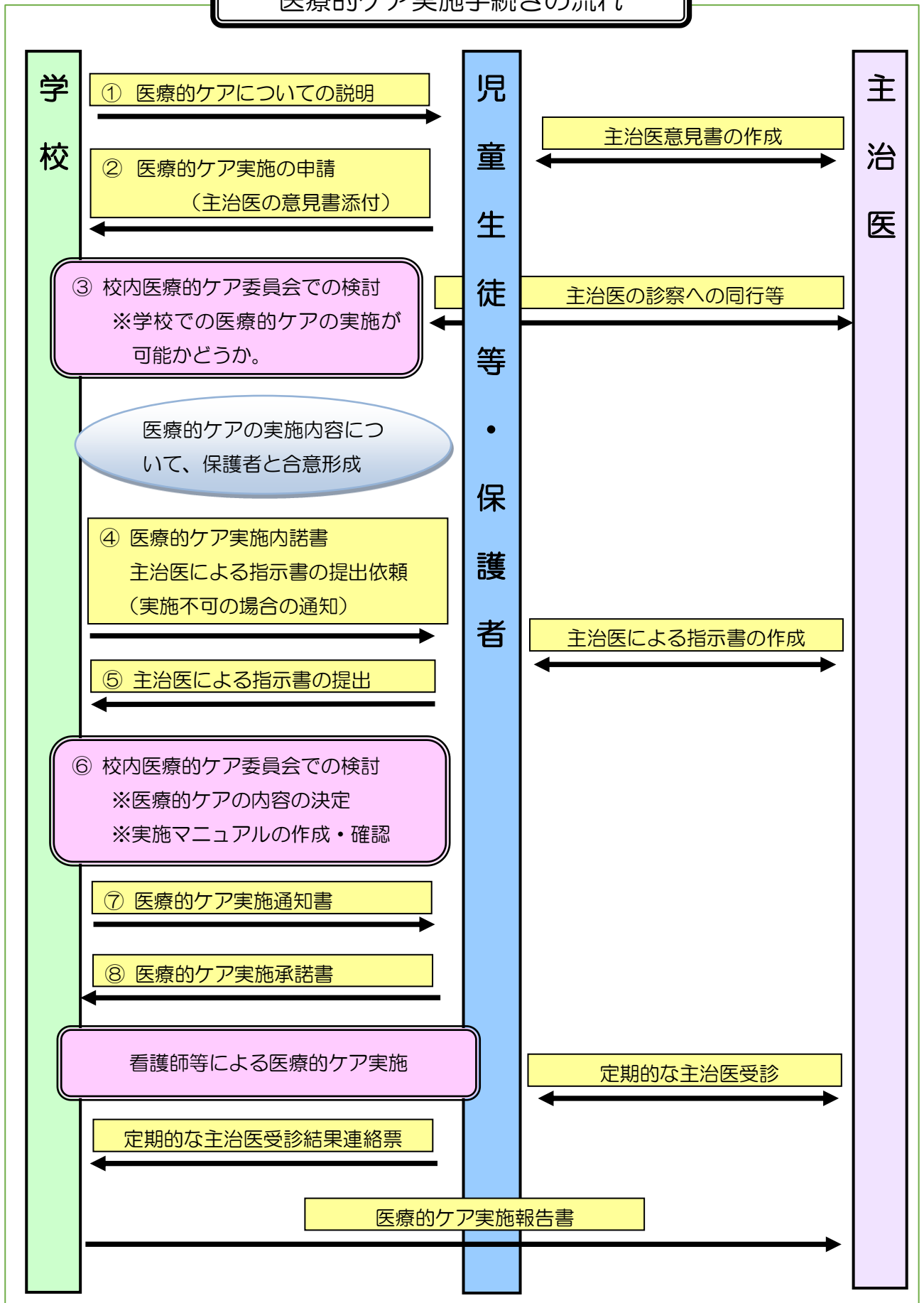
② 学校へ通学して教育を受けることが困難な児童生徒等は、訪問教育対象とし、日常的な医療的ケアは、保護者が対応することとします。

(4) 医療的ケア実施の手続き

① 実施校においては、別添「医療的ケア実施要綱」(例)を参考に、当該特別支援学校において、「医療的ケア実施要綱」を定め、適切に実施すること。

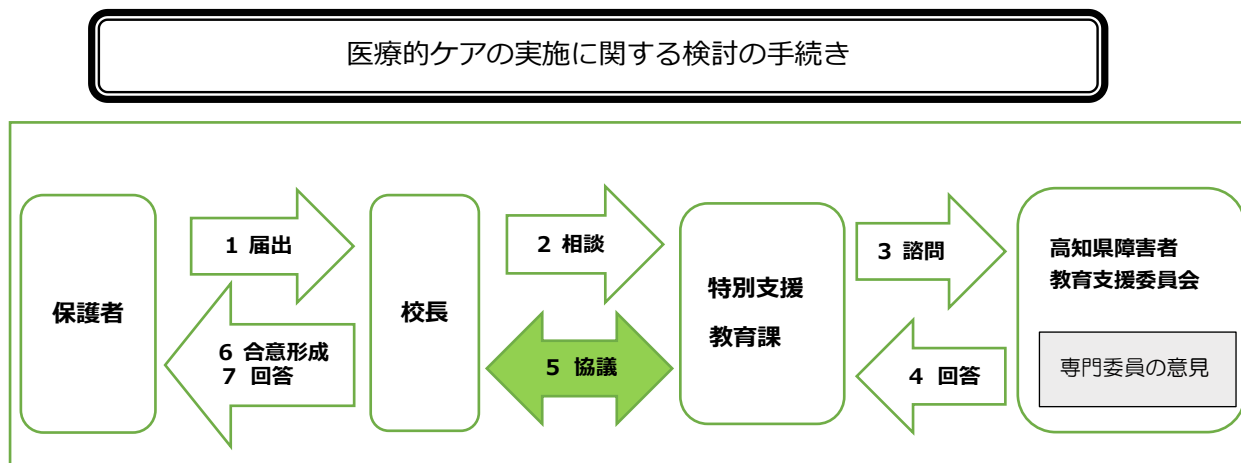
② また、実施にあたっては、県が定める「医療的ケア実施手続きの流れ」に沿って手続きを行うこととし、様式1～10を作成すること。

医療的ケア実施手続きの流れ



(5) 医療的ケアの実施に関する検討の手続き

医療的ケア看護職員が原則実施できる医療的ケアについて、保護者から申し出があった場合には、下の「医療的ケアの実施に関する検討の手続き」の流れにより検討を行います。検討後、安全かつ必要性が認められた行為については、医療的ケア看護職員が医師の指示のもと適切に実施できることとします。



なお、医療機関に併設している特別支援学校（高知若草特別支援学校土佐希望の家分校、高知江の口特別支援学校国立高知病院分校）では、特定行為（喀痰吸引及び経管栄養）については、県への協議を求めず、校内医療的ケア委員会の協議を経て、学校長が実施可能と認めたものについて実施可能とします。

2 保護者の付き添い

- (1) 校内の学習については、保護者の付き添いは基本的には求めないこととします。但し、安全を確保する観点から、入学や転入学時のほか、夏休みなどの長期休業や長期の入院後はじめて登校する際などに、医療的ケア児の健康状態に応じて必要な情報を保護者から学校に引き継ぐ場合等には、保護者に付き添いを求めることがあります。その場合も、真に必要と考えられる場合に限るように努め、付き添いが不要となるまでの見通しについて示すようにします。
- (2) 校外学習（宿泊は除く）については、医療的ケア看護職員が同行し対応できることとし、特に必要な場合や、バスなどに乗車できない場合の送迎については保護者に依頼します。
- (3) 宿泊を伴う校外学習については、保護者の対応を原則とします。

3 校外学習（修学旅行を含む）への対応について

医療的ケアを必要とする児童生徒等の校外学習を行うにあたっては、安全対策が整い、医師・保護者の了解を得ることが必要です。

校外学習の実施にあたっては、医療的ケアを必要とする児童生徒等の参加の有無に関わらず、担当教員による事前調査等によって安全性の確認や緊急時の医療機関の把握等が行われます。医療的ケアを必要とする児童生徒等が参加する場合には、校内における実施と比較してリスクが大きいことから、学校に配置された医療的ケア看護職員の同行はもとより、事前の計画段階にも学校に配置された医療的ケア看護職員が関わり、安全性を確認しておくことが望まれます。また、その計画や対象児童生徒等の健康状態について主治医や保護者の意見を聞き了解を得ておくことも必要です。

加えて、日常的に医療的ケアを行っている校内とは異なることを十分に考慮し、あらゆる危険性を想定して緊急時の対応について計画的に明確しておく必要性があります。

4 スクールバスの通学について

運行中に医療的ケアを必要とせず、主治医等の意見を踏まえ安全性が確保される場合には、乗車することが可能です。

- ◎スクールバスの乗車については、医療的ケア児の医療的ケアの状況などを踏まえて個別に判断します。
- ◎多数の児童生徒が乗車するスクールバスについては、看護師が乗車していないこと、また、医療的ケアを実施するためにバスを停車し、車内で安全な対応をとることが困難であることなどから、医療的ケアは実施しないこととしています。
- ◎緊急時の対応については、スクールバス乗車緊急マニュアル等に沿って対応します。

5 緊急時・災害時の対応について

災害時には日常的に行われる医療的ケアが滞ることがないようにすることが必要になります。そのためには、平時から医療機関との連携体制の構築が必要であり、薬や医療的ケアの確保に関して、どのようなネットワークが構築されているか確認し、特に、保護者と市町村とで作成している「個別避難計画」等も踏まえ、災害時の支援計画を立てることが大切です。

- (1) 災害時にも医療的ケアが実施できるよう、医療的ケア児の状態に応じて、医療材料や医療器具、非常食等の準備及び備蓄について、あらかじめ保護者との間で協議をしておきます。
- (2) 人工呼吸器等の医療機器を使用する医療的ケア児がいる場合には、電源の確保や日頃から必要とする医療機器のバッテリー作動時間の確認等の点検を行うとともに、停電時の対応を学校関係者（主治医・学校医・指導医、看護師等を含む）と保護者で事前に確認します。
- (3) スクールバスに乗車中など、登下校中に災害が発生した場合の対応についても、緊急時の対応、医療機関等との連携協力体制を十分確認します。
- (4) 自家発電機など、災害時対応備品が学校に用意されていても、一度も使ったことのない状況では、実際に災害は発生したときに「いざ使おう」としても使い方がわからないようでは困ります。あらかじめ備品を使用してみるなど、保護者・教職員・学校看護師とで、シミュレーションをする機会を計画することも大切です。

6 医療的ケア実施にあたっての役割分担

(1) 校長等管理職の役割

- ① 学校における「医療的ケア実施要綱」の策定
- ② 校内医療的ケア委員会の設置・運営
- ③ 各教職員の役割分担の明確化
- ④ 学校内外の連携体制の構築・管理・運営
- ⑤ 本人・保護者へ医療的ケアの説明
- ⑥ 緊急時の体制整備
- ⑦ 学校に配置された看護師等の勤務管理

(2) 医療的ケア看護職員の役割

- ① 対象児童生徒等のアセスメントと健康管理
- ② 主治医の指示書に基づく医療的ケアの実施
- ③ 教職員・保護者と情報共有
- ④ 医療的ケアの実施記録の作成・管理・報告
- ⑤ 必要な医療器具・備品等の管理
- ⑥ 指示書に基づく個別マニュアルの作成
- ⑦ 緊急時のマニュアルの作成
- ⑧ 緊急時の対応、事後の報告書の作成



- ⑨ ※ ヒヤリハット等の事例の蓄積と予防対策
- ⑩ ※ 医療的ケア看護職員の相談、カンファレンスの実施
- ⑪ ※ 県内特別支援学校、小中高等学校等への巡回支援
- ⑫ ※ 研修会の企画・運営

※印…巡回看護師が中心に担う役割

(3) 養護教諭の役割

- ① 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ② 対象児童生徒等の日々の健康状態の把握
- ③ 医療的ケアに関わる環境整備
- ④ 医療的ケアの実施に係る保護者及び主治医等関係機関との連絡、報告
- ⑤ 医療的ケアの実施に係る校内の連絡、調整
- ⑥ 緊急時のマニュアルの作成への協力
- ⑦ ヒヤリハット等の事例の蓄積と予防対策
- ⑧ 緊急時の対応、事後の報告書の作成、協力
- ⑨ 医療的ケア実施に必要な書類の作成、保管
- ⑩ 研修の企画・運営への協力

※ 高知県では、養護教諭が看護師免許を併せ持つ場合においても、学校保健業務や医療的ケア実施におけるコーディネーター的役割に支障を来すことがないよう、養護教諭としての役割に専念し、医療的ケアの実施者とならないことを原則としている。

(4) 保護者の役割

- ① 学校における医療的ケアの実施体制への理解と医療的ケア児の健康状態の学校への報告など責任を分担することの理解
- ② 学校との連携・協力
- ③ 緊急時の連絡手段の確保
- ④ 定期的な医療機関への受診（主治医からの適切な指示を仰ぐ）
- ⑤ 健康状態の報告
- ⑥ 医療的ケアに必要な医療器具の準備及び管理（学校が用意するものを除く）
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 学校と主治医との連絡体制の構築への協力

(5) 教員の役割

- ① 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解
- ② 医療的ケアに必要な衛生環境理解
- ③ 看護師等、養護教諭、保護者と情報共有
- ④ 学校生活全般の健康状態の把握及び健康管理
- ⑤ 緊急時のマニュアル作成への協力
- ⑥ 自立活動の指導等
- ⑦ 緊急時には、看護師等、養護教諭とともに対応
- ⑧ 緊急時の対応、事後の報告書の作成、協力



(6) 主治医の役割

- ① 学校における医療的ケアが必要な児童生徒等について、意見書の作成
- ② 校内医療的ケア実施委員会で実施可能と判断された、児童生徒等の病状や学校環境等を踏まえた指示書の作成
- ③ 個別の手技に関する看護師等への指導
- ④ 個別のマニュアル・緊急時マニュアルの指導・助言・承認
- ⑤ 医療的ケアに関する研修
- ⑥ 本人・保護者への説明

(7) 学校医、医療的ケア指導医の役割

- ① 医療的ケア実施要綱や個別のマニュアル・緊急時マニュアルの確認、必要に応じて助言
- ② 医療的ケアに関する研修

(8) 県教育委員会の役割

- ① 医療的ケアに係るガイドライン等の策定及び改訂
- ② 各校の医療的ケアの実施体制整備（指導医、医療的ケア看護職員等の配置）
- ③ 喀痰吸引及び経管栄養以外の医療的ケア実施に関する検討・審議
- ④ 各校の医療的ケアの実施体制に対して相談対応、指導・助言
- ⑤ ヒヤリハット等の事例の蓄積及び分析
- ⑥ 医療的ケア児の教育に関する理解・啓発
- ⑦ 県立学校における医療的ケア運営協議会の設置、運営
- ⑧ 医療的ケアに関する研修の計画、実施

7 県立学校における医療的ケア運営協議会について

県立学校における医療的ケアの総括的な管理体制を構築するため、県立学校における医療的ケア運営協議会を設置、開催します。年2回実施される「高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会」に合わせて開催します。また、運営協議会を開催するにあたり、特別支援学校長、医療的ケア指導医等、医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者代表等を委員としたワーキンググループを設置し、具体的な課題等について検討することにしたものを、運営協議会へ提案、報告することとします。

高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会
（県立学校における医療的ケア運営協議会）



県立学校における医療的ケア運営協議会・ワーキンググループ（WG）

（県立学校における医療的ケア運営協議会の前に実施）

（委員構成）

特別支援学校長、医療的ケア指導医等、医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者代表等

（協議内容）

- ・医療的ケアの実施体制に関すること
- ・関係機関との連携に関すること
- ・医療的ケアの実施にあたり必要な事項の検討に関すること

(参考) 医療的ケアに関して実施される諸会議について

○県立学校における医療的ケア運営協議会

(目的) 県立学校における医療的ケアの総括的な管理体制を構築する。学校における医療的ケアに関する取組や課題等について検討を行う。

(委員) 高知県重症心身障害児者支援体制整備協議会委員

(開催日) 年2回

○県立学校における医療的ケア運営協議会・ワーキンググループ

(目的) 県立学校における医療的ケアの実施に関する、具体的な実施体制や、関係機関との連携、その他必要な事項について検討する。

(委員) 特別支援学校長、医療的ケア指導医等、医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者代表、その他必要と認める者

(開催日) 年2回

○校内医療的ケア委員会

(目的) 各学校で、校内における医療的ケア実施に関する取組や課題等について検討する。

(開催日) 必要に応じて開催

(委員) 校内教職員、その他学校長が必要と認める者

○高知県障害者教育支援委員会

(目的) 適切な学びの場の検討や、その他教育的な支援についての助言を行う。

(委員) 学識経験者、医師、関係教育機関の職員、関係行政機関の職員

8 研修の実施について

学校で医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員は、学校という病院とは異なる環境で、多職種との協働により医行為に従事する等の高い専門性が求められています。また、学校現場と医療現場の違いにより、看護師としての立ち位置や専門性に戸惑うことが多いという声が聞かれることがあります。

そのため、県教育委員会等が実施する研修に参加するなどし、学校に配置する医療的ケア看護職員の専門性の向上を図るとともに、県が派遣する巡回看護師を活用し、学校における医療的ケアに関する相談、情報交換するなど、安心して勤務できる環境になるようにします。

Ⅲ 小学校等における医療的ケア実施体制について

1 小学校等における医療的ケアの基本的な考え方について

近年、学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠な医療的ケア児は年々増加するとともに、特別支援学校だけでなく、小中学校に通うようになるなど、医療的ケア児を取り巻く環境が変わりつつあります。

また、令和3年6月に成立した「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」には、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児に対し、適切な支援を行う責務を有する、と設置者の責務が明記されたほか、学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするため、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする、とされています。

市町村教育委員会においては、その域内の小中学校に在籍する医療的ケア児に対して、適切な医療的ケアを受けられるようにするため、学校に看護師を配置するとともに、小学校等が安全・安心に医療的ケア児を受け入れることができるようにするため、医療的ケアに関するガイドラインの策定や、「医療的ケア運営協議会」等を設置するなどし、医療的ケア児に関する総括的な管理体制を構築する必要があります。

2 医療的ケアの実施体制の整備について

(1) 医療的ケア運営協議会の設置

総括的な医療的ケア実施体制を構築するにあたっては、教育のみならず、医療や福祉などの知見が不可欠であり、教育、福祉、医療の関係部局や関係機関、保護者の代表などの関係者から構成される協議会を設置するようにします。教育委員会以外の部局で類似の協議体がある場合は、その協議会に医療的ケア運営協議会の機能をもたせることも考えられます。

(2) ガイドラインの策定

ガイドライン等を定めるにあたっては、対応の在り方を画一的に定めるのではなく、校内の体制や医療的ケア児の実態を十分に把握したうえで、各学校が個別に対応の在り方を検討することができるように留意するようにします。

(3) 学校における医療的ケア実施体制の策定

各学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、安全確保のための措置を講じ、これらを実施要領として策定します。策定にあたっては、県教育委員会の「医療的ケア実施要綱(例)」等を参考に、各学校で適切に定めます。

(4) 医療的ケア看護職員の配置

市町村教育委員会は、医療的ケアを実施する域内の学校に対して、適切に医療的ケア看護職員を配置します。看護師の配置には予算措置が必要となりますので、早期の教育相談等により、できる限り早く対応することが大切になります。なお、医療的ケア看護職員の雇用については、国費「切れ目ない支援体制充実事業」を活用することができます。詳しくは、県教育委員会にお問い合わせください。

(5) 看護師の研修

学校で医療的ケアを実施する医療的ケア看護職員には、学校という病院とは異なる環境で、多職種との協働により医行為に従事する等の高い専門性が求められます。県教育委員会や、福祉部局等が実施する研修に参加するなど、実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保するようにします。また、初めて医療的ケア看護職員が学校で勤務するにあたり、学校現場と医療現場との違いにより、看護師等としての立ち位置や専門性に戸惑うことが多いとの声があがることがあります。県教育委員会の巡回看護師の派遣等を活用するなど、医療的ケア看護職員が安心して勤務できる体制を整えるようにします。

(6) 医師・医療機関との連携・協力

学校における医療的ケアの実施にあたっては、医療の専門的知見が不可欠であり、教育委員会や学校における検討や実施にあたっては、地域の医師会、看護団体、その他医療関係者の協力を得て、小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用するようにします。

3 小学校等における医療的ケア実施支援資料について

小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理し、医療的ケア児に必要な医療的ケアの内容を把握するとともに、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制整備等の参考として、令和3年6月に文部科学省が「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」を作成しています。

市町村教育委員会が、域内の学校に在籍する医療的ケア児の受け入れ体制を整備するにあたっては、本ガイドラインとともに、この「小学校等における医療的ケア実施支援資料」を十分に活用し、医療的ケア児が適切な医療的ケアを受けられるように、体制整備を進めていくようにします。

【小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～】

はじめに

第1編 医療的ケアの概要と実施者

第1章 医行為と医療的ケアとは

第2章 学校における医療的ケアの実施者

第2編 小学校等における受け入れ体制の構築

第1章 実施体制の整備

第2章 市町村教育委員会等による総括的な管理体制の構築

第3章 小学校等における組織的な安全委員会の設置

第3編 医療的ケアの状態に応じた対応

第1章 喀痰吸引

第2章 人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）

第3章 気管切開部の管理

第4章 経管栄養

第5章 導尿

第6章 人工肛門（ストーマ）の管理

第7章 血糖値測定・インスリン注射

IV 医療的ケア関係様式

県立特別支援学校が使用する様式となります。市町村教育委員会等につきましては、参考様式としてご活用ください。

別添 医療的ケア実施要綱（例）

様式1 医療的ケア実施申請書

様式2 医療的ケアに関する主治医意見書

様式3 医療的ケア実施内諾書

様式4 医療的ケアに関する指示書

様式5 医療的ケア実施通知書

様式6 医療的ケア実施承諾書

様式7 医療的ケア実施マニュアル

様式8 学校における医療的ケアの実施について（報告）

様式9 主治医受診結果連絡票

様式10 ヒヤリハット及びアクシデント報告書

参考資料 「学校における医療的ケアの今後の対応について」

（文部科学省初等中等教育局長通知 平成31年3月20日付け30文科初第1769号）

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」

（文部科学省初等中等教育局長通知 令和3年9月17日付け3文科初第1071号）

【引用／参考文献】

・「障害のある子供の教育支援の手引」

・「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

(令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

・「学校における医療的ケアの現状と学校に勤務する看護師の役割について」

(文部科学省行政説明資料)

医療的ケア実施要綱（例）

高知県立〇〇〇〇学校

<趣旨>

第1 高知県立〇〇学校に通学する児童生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、医療的ケア看護職員による健康管理や日常的な医療的ケアを実施するために必要な事項を定める。

<医療的ケアの対象者>

第2 高知県立〇〇学校に自宅から通学する児童生徒で、保護者から医療的ケア実施の申請があった者のうち、主治医が承認し、別に学校が設置する校内医療的ケア委員会の協議を経て、学校長が実施を可能と認めた者。

<医療的ケアの内容>

第3 保護者から医療的ケア実施の申請があった内容のうち、主治医が承認し、別に学校が設置する校内医療的ケア委員会及び特別支援教育課との協議を経て、学校長が実施を可能と認めたもの。

- (1) 吸引（口腔内・鼻腔内・気管切開部（気管カニューレの衛生管理を含む））
- (2) 留置されている管からの注入による経管栄養（経鼻・胃ろう・腸ろう）
- (3) その他

<医療的ケア実施者>

第4 医療的ケアは、主治医の指示を受けた医療的ケア看護職員が実施する。

<校内実施体制>

第5 校長等管理職の役割

- (1) 学校における医療的ケアの実施要綱を策定する。
- (2) 校内医療的ケア委員会を設置し、運営する。
- (3) 各教職員の役割分担を明確化する。
- (4) 実施に関する書類や医療的ケア実施マニュアルが適切に作成され、医療的ケアに関係する職員が連携して適切に実施されるかを管理する。
- (5) 本人・保護者へ医療的ケアの説明を行う。
- (6) 緊急時の体制を整備する。
- (7) 学校に配置された医療的ケア看護職員の勤務管理を行う。

第6 医療的ケア看護職員の役割

- (1) 対象児童生徒のアセスメントと健康管理を行う。
- (2) 主治医の指示書に基づいて個別マニュアルを作成し、医療的ケアを実施する。
- (3) 定期的に、または必要に応じて、主治医から必要な指導、助言を受ける。
- (4) 対象児童生徒の健康管理等について、教員や保護者に対し情報提供を行い、必要に応じて指導、助言を行う。

- (5) 医療的ケアの実施状況について、学級担任、養護教諭と協力して実施記録を作成する。
- (6) 医療的ケアに関する必要な備品及び消耗品等の管理を行う。
- (7) 緊急時の対応、事後に「医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書」(様式10)を学級担任、養護教諭と協力して作成する。

第7 養護教諭の役割

- (1) 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義を理解し、対象児童生徒の日々の健康状態を把握する。
- (2) 医療的ケアに関わる環境整備を行う。
- (3) 医療的ケアの実施に係る保護者及び主治医等関係機関との連絡、調整及び医療的ケア実施に必要な書類の作成、保管等に当たる。
- (4) 医療的ケアの実施状況を主治医に報告する。
- (5) 医療的ケアの実施に係る校内の連絡、調整に当たる。
- (6) 医療的ケアの実施状況全般について把握し、記録する。
- (7) 緊急時の対応、事後に「医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書」(様式10)を学級担任、医療的ケア看護職員と協力して作成する。

第8 保護者の役割

- (1) 学校における医療的ケアの実施体制への理解と医療的ケア児の健康状態の学校への報告など責任を分担することを理解する。
- (2) 医療的ケアの実施手続きに必要な主治医の意見書や指示書を、学校の求めに応じて、また必要に応じて学校長あて提出する。
- (3) 医療的ケアの実施に必要な医療機器、医療用具、消耗品等は原則として保護者が準備し、点検、整備などを行う。
- (4) 登校時、児童生徒の健康状態について、学級担任や養護教諭、医療的ケア看護職員に知らせる。
- (5) 月1回主治医の診察を受け、その結果や指示を学校に連絡(様式9)する。
- (6) 緊急時の連絡先をあらかじめ学校に伝え、連絡があった場合は速やかに対応する。
- (7) 学校が必要と判断する場合は、児童生徒が登校中、学校に待機し、医療的ケア看護職員とともに医療的ケアを実施する。

第9 学級担任の役割

- (1) 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義を理解し、医療的ケアに必要な衛生環境について留意する。
- (2) 保護者と連携し家庭での健康状態を把握し、医療的ケア看護職員、養護教諭に連絡する。
- (3) 医療的ケア看護職員、養護教諭、保護者と協力し、学校生活全般の健康状態の把握及び健康管理に当たる。
- (4) 医療的ケア児と学校における医療的ケアの教育的意義の理解と対象児童生徒の日々の健康状態を把握し、自立活動等の指導に当たる。

- (5) 緊急時等には、保護者に連絡を取り、医療的ケア看護職員、養護教諭とともに緊急対応に当たる。事後に「医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書」(様式10)の作成に協力する。

第10 主治医の役割

- (1) 学校における医療的ケアが必要な児童生徒等について、意見書を作成する。
- (2) 校内医療的ケア実施委員会で実施可能と判断された、児童生徒等の病状や学校環境等を踏まえた指示書の作成を行う。
- (3) 個別の手技に関する医療的ケア看護職員への指導を行う。
- (4) 個別のマニュアル・緊急時マニュアルの指導・助言・承認をする。
- (5) 必要に応じて医療的ケアに関する研修の指導・助言を行う。
- (6) 本人・保護者への説明を行う。

第11 学校医、指導医の役割

- (1) 医療的ケア実施要綱や個別のマニュアル・緊急時マニュアルの確認し、必要に応じて助言する。
- (2) 医療的ケアに関する研修に関わり、必要に応じて指導助言を行う。

<緊急時の対応>

- 第12 学校における緊急事態発生時は、緊急時連絡・搬送マニュアル(別紙)に沿って、〇〇病院へ搬送する。

<医療的ケアの実施手続き等>

- 第13 医療的ケア看護職員による医療的ケア実施の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 学校長は、医療的ケアの実施を希望する保護者に対して、学校での医療的ケア実施体制について、十分な説明を行う。
- (2) 医療的ケアの実施を希望する保護者は、学校長に、「医療的ケア実施申請書」(様式1)に「医療的ケアに関する主治医意見書」(様式2)を添えて提出する。在籍者で、引き続き医療的ケアの実施を希望する場合は、年度ごとに提出する。医療的ケアの内容に変更がある場合は、そのつど提出する。
- (3) 校内医療的ケア委員会で、申請のあった医療的ケアの実施が可能かどうかについて検討し、学校長はその結果を「医療的ケア実施内諾書」(様式3)により保護者に通知する。併せて、主治医の「医療的ケアに関する指示書」(様式4)の提出を依頼する。
- (4) 保護者は、学校長からの依頼に応じて、主治医の「医療的ケアに関する指示書」を提出する。
- (5) 校内医療的ケア委員会で、主治医の「医療的ケアに関する指示書」をもとに、実施する医療的ケアの内容を決定し、「医療的ケア実施マニュアル」(様式7)を作成し、確認する。
- (6) 学校長から保護者へ「医療的ケア実施通知書」(様式5)で通知する。
- (7) 保護者からの学校長へ「医療的ケア実施承諾書」(様式6)を提出する。
- (8) 学校長は、主治医に対し学校における医療的ケアの実施状況(様式8)を報告

する。

<その他>

第 14 主治医に対する診療報酬、指示料及び医療的ケアに必要な消耗品等は、保護者が負担するものとする。

第 15 この要項に定めるもののほか、学校における医療的ケアに関し必要な事項は、別途定める。

附則 この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

<様式1 保護者→学校>

医療的ケア実施申請書

1 医療的ケアの実施を申請する児童生徒

学部・学年	児童生徒氏名	性別	年齢	生年月日
学部 年				
現住所				
電話番号 (緊急連絡先)				

2 学校での実施を申請する医療的ケアの内容及び方法等

(該当するケアの内容に○を記入する)

医療的ケアの内容	学校で実施を希望する方法等
吸引 口腔・鼻腔・気管切開部	
経管栄養 経鼻経管・胃ろう・腸ろう	
投薬（具体的に）	
その他（具体的に）	

3 医療的ケアに関する主治医意見書（別紙）

高知県立〇〇〇〇学校長 様

上記の医療的ケアについて、学校での実施を申請します。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

<様式3 学校→保護者>

令和 年 月 日

(保護者) 様

高知県立〇〇〇〇学校長

医療的ケア実施内諾書

申請のありました医療的ケアについて、校内医療的ケア委員会で検討した結果、実施が可能と判断しました。

については、学校において看護師等が医療的ケアを実施するために必要となる、主治医の「医療的ケアに関する指示書」(別紙)を提出してください。

提出期限 令和 年 月 日

<様式4 主治医>

医療的ケアに関する指示書

児童生徒 氏 名		年齢	
医療的ケア の内容	実施方法	指示内容及び配慮事項	
吸 引	カテーテルの号数 <input type="checkbox"/> 口腔内 (8・10・12) <input type="checkbox"/> 鼻腔内 (8・10・12) <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内 (8・10・12) 挿入の長さ () c m		
経管栄養	<input type="checkbox"/> 経鼻経管 <input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう	<input type="checkbox"/> 栄養剤・水分の種類と量 <input type="checkbox"/> 注入に要する時間(注入速度) <input type="checkbox"/> 体位など	
投 薬			
緊急時の 対応	○発作、誤嚥、発熱などの場合の対応		
学校生活上 の注意事項 及び 配慮事項			
主治医	令和 年 月 日 医療機関名： 医 師 名： 印		

<様式5 学校→保護者>

令和 年 月 日

(保護者) 様

高知県立〇〇〇〇学校長

医療的ケア実施通知書

申請のありました医療的ケアについて、下記のとおり実施します。

実施に当たっては、「医療的ケア実施要綱」の保護者の役割及び下記の留意すべき事項等を守り、児童生徒が安全で楽しい学校生活を送れるよう協力をお願いします。

記

1 児童生徒氏名 学部 学年 氏名

2 実施する医療的ケアの内容・範囲

医療的ケアの内容	実施する範囲

3 実施期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 医療的ケア実施担当者

職名 氏名

5 緊急時の対応

- (1) 緊急事態が発生した場合は、学校の判断により、〇〇病院へ搬送するものとする。
- (2) 保護者は、常に連絡が取れる体制を整え、緊急時にはすみやかに対応すること

6 留意事項その他

- (1) 月1回主治医の診察を受け、その結果や指示を学校に報告すること、また学校の要請に応じて、主治医の意見書、指示書等を提出すること
- (2) 登校時、児童生徒の健康状態について、担任、看護師等、養護教諭等に報告し、当日の医療的ケアの内容について確認すること
- (3) 医療的ケアの実施に関し必要な医療用具、消耗品の準備、点検等を行うこと
- (4) 学校が必要と判断する場合は、児童生徒が登校中、学校に待機し、看護師等とともに医療的ケアの実施に当たること

<様式6 保護者→学校>

令和 年 月 日

高知県立〇〇〇〇学校長 様

学部・学年 _____ 学部 _____ 年 _____

児童生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

医療的ケア実施承諾書

医療的ケア実施通知書の内容について承諾いたしました。

つきましては、上記児童生徒の医療的ケアについて、実施通知書に定められた内容に従って実施して下さるよう依頼いたします。

<様式7 学校>

医療的ケア実施マニュアル

作成者 ()

対象児童生徒 学部・学年・氏名	学部 年
--------------------	------

<実施内容>

医療的ケアの内容	実施手順	準備物・留意点

<予想される緊急時の対応>

予想される緊急時の状態	対 応

<様式8 学校→主治医>

令和 年 月 日

(主治医) 様

高知県立〇〇〇〇学校長

学校における医療的ケアの実施について（報告）

令和 年 月 日から令和 年 月 日に、学校において実施した下記
児童生徒の医療的ケアについて報告します。

対象児童生徒 氏名		年齢	
保護者氏名		住所	
実施した医療的ケアの内容		児童生徒の様子・ ヒヤリハット事例など	

主治医への質問事項など

記入者 (職) (氏 名)

<様式9 保護者→学校>

主治医受診結果連絡票

児童生徒氏名

1 受診日 令和 年 月 日

2 医療機関・病院名

医師名

3 主治医よりの指示事項

(学校で留意する事、学校行事への参加などについて記入下さい。)

4 検査を受けた場合は、項目に○印を、又、結果が分かっている場合は、()にご記入下さい。

① 血液検査 ()

② 脳波検査 ()

③ レントゲン検査 ()

④ その他の検査 ()

5. 投薬の状況

① 変更なし

② 変更有り

(変更内容)

6. 次回の受診予定日 令和 年 月 日 時 分～

<様式10 学校>

医療的ケアに係るヒヤリハット及びアクシデント報告書

記入者 ()

学部	学年	児童生徒 氏 名		年齢	
発生日時	令和	年	月	日	時
		場所			
ヒヤリハット及びアクシデント発生時の状況及び経過、対応					
(状況及び経過)					
(対応)					
原 因					
防止策					
区 分					
【ヒヤリハット】			【アクシデント】		
<input type="checkbox"/> レベル0：未然防止			<input type="checkbox"/> レベル1：発生したが影響なし		
			<input type="checkbox"/> レベル2：観察（保健室）		
			<input type="checkbox"/> レベル3：要処置（保健室）		
			<input type="checkbox"/> レベル4：要治療（病院）		
保護者への説明・保護者の意見					
(説明内容)					
(保護者の意見)					